

〔外国判例研究〕

故意免責条項の明確・限定性と二元的解釈

（フランス破毀院第2民事部2022年1月20日判決（第1事件・第2事件¹）、フランス破毀院第2民事部2022年3月10日判決²）

山 野 嘉 朗

I 事実・判旨

1. 破毀院第2民事部2022年1月20日判決（第1事件）

【事 実】

X₁とその妻X₂は居住用住宅の所有者であったが、同住宅にはY保険会社の住宅総合保険が付保されていた。X₂は焼身自殺を図る目的で、住居の内部で毛布に放火した上で床にガソリンを撒いた。Yは火災の原因が被保険者X₂の意思に基づくものであることに鑑み、住宅に生じた損害のてん補を拒否した。Xらは、Yに対し、とりわけ保険契約の適用による補償前渡金（provision）の支払を求めて、大審裁判所に訴えを提起した。Y社は損害の故意的性質に関する保険契約上の免責条項ならびに保険法典L.113-1条に定める法定免責条項の適用を援用した。

1 Civ. 2°, 20 janvier 2022 (1^{re} espèce n° 20-10529, 2° espèce n° 20-13425), *RGDA* mai 2022, p. 21 et p. 25, note A. Péliissier ; *Gaz. Pal.* 2022, n° 23, p.39, note P. Giraudel ; *D.* 2022, p. 1117, commentaire R. Bigot ; *JCP* 2022, Doctr. 602, n° 1, obs. L. Mayaux ; *RCA* 2022, n° 86, note E. Coyault.

2 Civ. 2°, 10 mars 2022, n° 20-19056, *RGDA* mai 2022, p. 25, note A. Péliissier ; *D.* 2022, p. 1117, commentaire R. Bigot ; *JCP* 2022, Doctr. 602, n° 1, obs. L. Mayaux ; *RCA* 2022, n° 141, obs. E. Coyault.

Xらの請求を棄却した原審判決（ディジョン控訴院2019年17日判決）を不服として、概ね以下の理由でXらが上告したのが本件である。

控訴院判決は、合意に基づく担保の除外は明確かつ限定的でなければならない、すなわち、解釈を必要としてはならないにもかかわらず、本件住宅総合保険約款第18条が有効であると述べた上で、X₂は保険者の担保を除外しうる故意を犯したとして、Xらの損害評価交渉の再開および補償前払金の支払請求を棄却した。本件において控訴院判決は、Xらが保険会社と締結した保険契約の約款第18条に規定された条項は「すべての被保険者またはその共謀者が故意に惹起または招致した損害」（les dommages intentionnellement causés ou provoqués par toute personne assuré ou avec sa complicité）を除外しているとした上で、この条項は明確かつ限定的であって、かつそれらの文言は明快かつ明解であると判示している。しかしながら、損害の発生が意図されたか、損害が、行為者が引き起こした火災の意図せぬ結果であったかを明らかにするという事は、とりもなおさず、その条項を解釈しなければならなかったということであるから、控訴院は保険法典L.113-1 条第 1 項に違反した。

【判 旨】 破棄

保険法典L.113-1 条によれば、偶発事故（cas fortuit）または被保険者の責めに帰すべき義務違反行為（faute）によって生じた滅失および損傷は、保険契約に明確かつ限定的な免責条項が置かれている場合を除き、保険者がこれを負担する。この条文の意味するところによれば、免責条項は、それが解釈を要する場合には、明確かつ限定的とみなすことができない。

原審判決は、本件保険約款一般条項第18条が、「すべての被保険者またはその共謀者が故意に惹起または招致した損害」は担保から除外されると規定していることを確認した上で次のように判示した。被保険者、すなわち本件ではX₂が故意に惹起した火災に起因する損害は、明確かつ限定的な条項の明瞭かつ明解な文言に従い（dans les termes clairs et précis

d'une clause formelle et limitée)、保険者の担保から除外される。なぜならば、当該損害は意思に基づくものであるが故に行為者に起因するもの、または、同損害が行為者の惹起した火災の意図せぬ結果であったとしても行為者が招致したものである。

控訴院は曖昧な免責条項の解釈を行ったが、そのことにより、同条項は明確かつ限定的ではなかったと帰結できるにもかかわらず、以上のように判示したのであるから、控訴院は保険法典L.113-1条第1項に違反した。

2. 破毀院第2民事部2022年1月20日判決（第2事件）

【事 実】

2009年12月10日、Y保険会社と締結した責任保険契約の被保険者であるAは列車の踏切内の線路上で自殺した。2014年9月9日、X（国鉄）は同自殺の結果、損害を被ったと主張して、Yに対し損害の賠償を求めた。Yは、保険法典L.113-1条および同条に定める意図的行為（faute dolosive）を行った事実ならびに本件保険契約に定める担保除外条項の適用を援用してこれに対抗した。

これに対し、原審判決（ドゥエ控訴院2019年11月7日判決）がXの請求を棄却したため、以下の理由でXが上告したのが本件である。

（1）損害の発生を不可避とし、かつ、保険者による危険の担保に付随する偶然性を消滅させる効果を有するものが意図的行為を構成する。本件においてXは、2009年9月10日に、Aが踏切で列車に身を投げることによって自殺した結果発生した事故により生じた物的損害（dommages matériels）と消極損害（dommages immatériels）の賠償を求めている。Aの保険者であるYに対する損害賠償額の請求を棄却するにあたり、控訴院は次のように判示した。すなわち、踏切内で列車に投身することによって自殺を図ったAの意図的な選択（choix délibéré）は、Xの損害の発生を不可避とし、かつ保険による危険の担保に不可分な偶然性を消滅させるものであるから、このような被保険者の意図的行為は法定免責事由（cause

d'exclusion légale de garantie) に該当する。Aはその行動から自殺以外の意図を有しており、かつ、その行動がXに損害をもたらすことの意識を有していたとの不適切な理由により以上のように判示した以上、控訴院は保険法典L.113-1条に違反する。

(2) 保険者の担保除外条項は、被保険者が正確な補償範囲を知ることができるだけの十分に明解な参照基準として、明確かつ限定的でなければならない。本件においては、Xに対する補償を拒否するために、Yは「保険法典L.121-2条が適用される場合を除き、被保険者またはその共謀者が故意に惹起したか、または直接に招致した損害」が担保から除外されるという、Aが締結した本件保険契約第3条に定める文言を援用している。同条項を適用し、Yに対する補償請求を拒絶するために、控訴院は、原因(cause)または招致(provocation)が契約上定義されていないからといって、故意に損害を惹起した行為者がその損害を意欲したものであったか、損害を直接に招致した行為者にとって同損害が意図せぬ結果であったとしても、被保険者の自発的行為(fait volontaire)に起因する損害を除外したいという保険者の意向が良く理解できないということにはならないと判示している。当該条項は、被保険者が「直接に招致した」損害(dommages « provoqués directement »)という概念を定義していないにもかかわらず、以上のように判示したということは、その概念は被保険者の意思に基づく行為と担保される損害との間の因果関係の定義に対する解釈に従ったということになる。したがって、当該条項は明確かつ限定的ではないということであるから、控訴院は保険法典L.113-1条および民法典第1134条(現行民法典第1103条)に違反する。

【判 旨】 破棄

(1) 保険法典L.113-1条第2項によれば、保険者は、被保険者の故意行為または意図的行為に起因する滅失および損傷に対しては責任を負わない。

意図的行為とは、損害の発生という結果が不可避であることを意識して行った被保険者の意思に基づく行為と解される（*La faute dolosive s'étend d'un acte délibéré de l'assuré commis avec la conscience du caractère inéluctable de ses conséquences dommageables.*）。

Xの請求を棄却するにあたり、原審判決は、Xが賠償を求めている損害は、鉄道に身を投げることによって自殺するというAの決心によって招致されたものであるとした上で、その意思に基づく選択は、損害の発生を不可避とし、かつ、被保険危険の担保に付随する偶然性を消滅させるものであると判示している。

自己の行為による損害の発生という結果（*des conséquences dommageables de son geste*）が不可避な性質のものであることを被保険者が意識していたことを明らかにすることなく、以上のように判示したのであるから、控訴院判決は法的根拠を欠いている。

（2）保険法典L.113-1条によれば、偶発事故または被保険者の責めに帰すべき義務違反行為によって生じた滅失および損傷は、保険契約に明確かつ限定的な免責条項が置かれている場合を除き、保険者がこれを負担する。この条文は、免責条項は、それが解釈を要する場合には、明確かつ限定的とみなすことができない、ということを意味している。

Xの請求を棄却するにあたり、原審判決は次のように判示する。上記条文によれば、保険契約当事者は当該契約の適用範囲を自由に定めることができ、かつ担保の性質および範囲を決定することができる。また、義務保険の場合はともかく、一定の危険を除外することができる。原審判決は、さらに、故意に損害を惹起した行為者が意図したものであれ、損害を直接に招致した行為者が意図していなかったものであれ、原因および招致を契約上定義していないことが、被保険者の意思に基づく行為に起因する損害を除外したいという保険者の意思を良く理解することの妨げとはならないと判示する。

原審判決は次のように判示する。結果的に、法規を遵守して契約当事者

がその範囲を自由に定めた保険者の担保からは、明確かつ限定的な条項の明瞭、明解で、かつ曖昧ではない文言 (*termes clairs, précis et non équivoques*) により、生じたとおりの損害を生ぜしめる意思をもって行うという、被保険者の故意に起因する損害も、生じたとおりの損害を生ぜしめる意思をもって行ったわけではないという、被保険者が直接に招致した損害も除外されている。

以上から、原審判決は、たとえAが、その行為によってXに損害がもたらされることを意図していなかったとしても、Xが主張し、かつ、被保険者の意図的行為により直接に招致された損害が保険者の担保から除外されるのは明らかであると判示している。

以上のように判示して、曖昧な免責条項、すなわち明確でも限定的でもない条項の解釈を行ったのであるから、控訴院は保険法典L.113-1 条第 1 項に違反する。

3. 破毀院第 2 民事部³2022年 3 月10日判決

【事 実】

2010年 8 月 2 日、火災に続く爆発により共同所有のマンションに大きな損害が生じた。そのマンションには、X₁が居住していたが、その母が同爆発により死亡した。

Aは、自殺未遂により本件事故を惹起したと供述した。過失致死罪および人の安全に危害を及ぼす方法で、故意に他人の財産を損壊または破損 (*dégradation ou détérioration*) した罪で、軽罪裁判所 (*tribunal correctionnel*) はAの刑事責任を認めている。X₁の付帯私訴につき、同裁判所は所定の賠償額をX₁に支払うよう命じた。

3 本判決については、同一事件で当事者を異にする複数の訴訟が提起され 5 件の判決 (*Légifrance* : n° 20-19052, n° 20-19053, n° 20-19054, n° 20-19056, n° 20-19057) が下されている。本稿では、その中のn° 20-19056事案を取り上げているが、5 件の判旨は共通している。

X₁およびその保険者であるX₂保険会社が、Aの責任保険者であるY保険会社に対し、火災によって生じた損害の賠償を求めて提訴したのが本件である。

原審判決（コルマール控訴院2020年6月18日判決）がXらの請求を認容したため、Yは次のように主張して上告した。

原審判決は、Aが締結した保険契約を適用して、Yに対し支払を命じた。同支払金額は、コルマール軽罪裁判所が2014年3月14日に付帯私訴につき言い渡した、AがX₁に対して支払うべき賠償金額の合計（82 177.70ユーロ）およびAがX₂に対して支払うべき賠償金額（7 992.30ユーロ）であって、いずれもAの責任保険契約によって担保されている。しかしながら、保険者は被保険者の故意行為（*faute intentionnelle*）または意図的の行為に起因する滅失および損傷については責任を負わない。意図的の行為とは、損害の発生という結果を認識しつつ（*en connaissance de ses conséquences dommageables*）、違反行為を行うという行為者の意思を前提とするものである。その意思は、必ずしも当該違反行為の目的を対象とするものではない。本件においては、Aが行った義務違反行為は本規定にいう故意には該当しない。Aが他人に対し損害を惹起する意思を有していたことは証明されていない。Aが自分のマンションを意図的に爆破したことから必然的に損害をもたらさざるを得ないことについての意識を考慮して、被保険者の義務違反行為が意図的な性質を有していたか否かを確認することが求められているのに、これを確認しなかったのであるから控訴院は保険法典L.113-1条に照らし法的根拠を欠いている。

【判 旨】 破棄

Aが締結した保険契約を適用して、付帯私訴で言い渡された金額の担保として、X₁につき合計金額82 177.70ユーロ、X₂につき金額7 992.30ユーロの支払を命じるにあたり、原審判決は、被保険者の故意行為は発生したとおりの損害を惹起する意思を意味するものと解されると判示している。

原審判決は、これに加え、Yは、Aがその保険者に対して賠償が請求されている損害を惹起する意思を有していたことの証明を可能とする状況をまったく援用していないし、反対に、Aが火災の原因行為を自発的に行ったのであれば、その唯一の意思は他人の生命または財産ではなく、自分の生命を侵害することにあつたと判示している。

Aが、マンション内部で引き起こした爆発が損害の発生という結果を不可避的にもたらすはずであることを意識していなかったのか、したがって、被保険者は意図的行為を行っていなかったのかを調査することが求められていたのに、これを行わずに以上のように判示したのであるから、控訴院は法的根拠を示していない。

II 研究

1. はじめに

フランス保険法典L.113-1条第1項は、「偶発事故または被保険者の責めに帰すべき義務違反行為によって生じた滅失および損傷は、保険契約に明確かつ限定的な免責条項が置かれている場合を除き、保険者がこれを負担する」と規定する。同条第2項は、「ただし、保険者は、被保険者の故意行為 (faute intentionnelle) または意図的行為 (faute dolosive) に起因する滅失および損傷については責任を負わない」と規定する。この規定の解釈をめぐるは古くから議論が展開され、多数の判例が集積している⁴。

第1項に関しては、保険約款の免責条項が明確・限定性を欠けば、保険者は、免責条項を設けたにもかかわらず、保険金の支払を余儀なくされる

4 近年の研究として、山野嘉朗「保険契約の免責条項と法規制—近時のフランス判例の分析を中心に」生命保険論集210号1頁(2020)、山野嘉朗「被保険者の自殺と責任保険の故意免責条項の適用」愛学62巻3=4号65頁(2021)参照。

ので、司法の判断は極めて重要となる。破毀院第2民事部2022年1月20日判決（第1事件判決・第2事件判決（以下、A判決、B判決という））は、この問題に関する最新の判断を示している。

第2項に関しては、故意行為と意図的行為の異同が問題となる。法文上、両者のいずれも定義されていないので、解釈によって解決するほかない。

伝統的な通説に従えば、両者は同義である。これを一元的解釈という。このような解釈は長期にわたり維持されてきたが、近年、両者を別異に捉える解釈が主張され、破毀院第2民事部がこれを採用するに至っている。故意行為とは、生じたとおりの損害の発生（惹起）を被保険者が意欲していた場合に認められる。したがって、Pという損害の発生を意図した結果、Qという損害が発生した場合には、これは故意行為と評価されないので、保険者は免責されないことになる。たとえば、責任保険の被保険者が、第三者に対し、傷害の故意で原因行為を行った結果、死亡という損害が発生したとしても免責は適用されない。免責が適用されるためには、あくまでも、死亡損害の発生を意欲していなければならないのである。

これに対し、意図的行為とは、被保険者が損害（結果）の発生を意欲していなくても、損害の発生が不可避であることを認識して行う行為と解されるようになった。そのような行為によって保険の本質的要素である偶然性が失われるというのが免責の対象とする理由である。このような解釈を二元的解釈と呼ぶ。しかし、この行為をどのように定義するかについては、判例の立場は必ずしも明確でなかった。B判決と破毀院第2民事部2022年3月10日判決（以下、C判決という）は、この点をより明らかにした点に意義が認められる。

なお、故意行為の解釈は一元的解釈であっても、二元的解釈であっても変わらない。そこで、保険実務では、故意行為の厳格解釈の適用を免れるため、契約自由の原則の下、損害招致免責の範囲を拡張する規定を約款に設けるのが通例のようであるが、A判決およびB判決は、この点にメスを入れている。

以下、まず、事案の内容を整理し、問題点を指摘した後、分析を試みる
こととする。

2. 事案の分析

A判決は、 X_1 の妻 X_2 が焼身自殺を図る目的で共同所有する居住用住宅の内部で放火した結果生じた損害について、火災保険金を請求したところ、損害保険会社が損害の原因が被保険者の意思に基づくものであると主張して保険金の支払を拒絶したという事案に関するものである。当該約款では、「すべての被保険者またはその共謀者が故意に惹起し、または招致した損害」が免責の対象とされていたが、原審判決は、同条項は明確かつ限定的であって、かつ、それらの文言は明快かつ明解であると判示した。

これに対し、破毀院は、原審判決は、「当該損害は意思に基づくものであるが故に行為者に起因するもの、または、同損害が行為者の惹起した火災の意図せぬ結果であったとしても行為者が招致したものだ」という形で解釈を施しているが、解釈を施さなければならないということは当該条項が明確かつ限定的でないということであると判示している。

B判決は、被保険者が鉄道の線路内で飛び込み自殺を行った結果、国鉄が被保険者の責任保険者に対して賠償額の支払を請求した事案に関するものである。責任保険者は、これに対し、保険法典L.113-1条および約定免責事由の適用を主張した。この事案の論点は、①保険法典L.113-1条第2項中の意図的行為の解釈および②「保険法典L.121-2条が適用される場合を除き、被保険者またはその共謀者が故意に惹起または直接に招致した損害」という約定免責事由が保険法典L.113-1条第1項の明確・限定性要件を充足しているかである。破毀院は、②については、これを充足していないと判示している。

C判決は、自殺未遂によってマンション内で爆発事故を起こした被保険者の責任保険者が、マンションの共同所有者およびその火災保険者から損害賠償額の支払を求められたという事案に関するものである。ちなみに、

被保険者には刑事責任が認められ、付帯私訴により損害賠償を求められている。また、火災保険者からの請求は請求権代位に基づくものである。原審判決は、保険法典L.113-1条第2項の故意行為については、発生したとおりの損害を惹起する意思を意味すると解しつつも、これを証明できるだけの状況を援用することなく、被保険者の意思は他人の生命または財産ではなく、自己の生命を侵害することにあつたと解している。したがって、原因行為に対する意思と結果が異なるので、故意行為が認められないと帰結する。

他方、意図的行為については、その成否の調査が求められていたのに、原審判決はこれを行わなかった。これに対し、破毀院は、被保険者が有害な結果を不可避的にもたらすはずであることを意識していなかったのかどうか、すなわち、被保険者が意図的行為を行っていなかったのかを調査していないと判示して原審判決を破棄している。同判決は、意図的行為を、原因行為の結果が不可避であることを意識していることであると解釈している。

以上のとおり、刑事法分野の故意の認定と保険法分野の故意の認定は必ずしも一致しないので、原審判決のような結論がありうるが、破毀院によれば、故意の認定以外に、意図的行為による免責を主張することも可能となる⁵。

3. 論点の検討

(1) 免責条項の明確・限定性と本件約款規定

前述したとおり、フランス保険法典L.113-1条第1項・第2項によれば、法定免責事由である被保険者の故意行為または意図的行為以外の約定免責条項は、それが明確かつ限定的でない限り、保険者が滅失・損傷を負担し

5 この問題を詳細に検討した論稿として、voir A. Scattolin, *La garantie des conséquences dommageables résultant d'une infraction pénal : La faute dolosive au secours des assureurs responsabilité civile*, *RGDA* juin 2022, p. 6.

なければならない。この明確性・限定性の解釈・適用については古くから多数の判例が集積している⁶。A判決とB判決はこの問題について判断を示している。

保険法典L.113-1条第2項の一元的解釈は保険者にとって極めて厳しいものであるから、契約自由の原則の下、保険実務では、損害を招致した被保険者の自発的行為を担保から除外する趣旨の約款が見られる⁷。すなわち、被保険者が損害自体を惹起する意図は有していないが、自らが意図的に行った行為の直接の結果としての損害にまで免責の範囲を拡張するというものである。このような免責範囲の拡大を有効とみる学説も有力であるが⁸、最高裁はこれに対し、厳格な立場を採用してきた。

破毀院商事部2012年11月20日判決は、「その特徴からして、保険契約から偶然性を消失させる損害」(dommages qui, par leurs caractéristiques, feraient perdre au contrat d'assurance son caractère aléatoire)を免責の対象とする約款につき、控訴院は、被保険者が生じたとおりの損害を発生させる意思を有していたか否かを調査していないと判示して、原審判決を破棄している。破毀院第2民事部2018年3月8日判決は、「組合員もしくはすべての被保険者が故意に惹起した損害、または、その共謀者が招致した損害」(les dommages causés intentionnellement par le sociétaire ou toute personne assurée, ainsi que les dommages provoqués avec leur complicité)を免責の対象とする約款につき、破毀院第2民事部2021年9月16日判決⁹は、「あなた、または、あなたの共謀者が、故意に惹起したか、または招致した損害」(les dommages causés ou provoqués

6 近時のものとしては、山野・前掲注(4)生命保険論集24頁以下参照。

7 Graudel, supra note (1), p.40.

8 A. Pélissier, Le présent, in J. Bigot, A. Pélissier et L. Mayaux, « Faute intentionnelle, faute dolosive, faute volontaire : le passé, le présent et l'avenir », *RGDA* février 2015, p. 75.

9 Civ. 2°, 16 septembre 2021, n° 19-25678.

intentionnellement par vous, ou avec votre complicité) を担保から除外する約款について、同様の判断を行ってきた。要するに、破毀院は以上のような約款規定にもかかわらず、厳格解釈を適用し、制定趣旨を骨抜きにしてきたのである。

一方、次のような判例も見られた。破毀院第2民事部2012年10月18日判決¹⁰は、「被保険者または、その共謀者が故意に惹起したか、または招致した」損害を担保から除外する約款規定の明確・限定性が争点となった事案について、次のように判示して、これを認めている。

控訴院は、まったく変性なく (hors de toute dénaturation)、被保険者が故意に惹起した火災による損害は、それを発生させた行為者が意図したものであれ、それを招致した行為者にとって意図せぬ結果であれ、保険者の担保から除外される明確かつ限定的な条項の明瞭かつ明解な文言で規定されていると判示した。この事案において、上告人は、免責条項は、それが解釈されなければならないのであれば、明確かつ限定的なものでありえないと主張した上で、「惹起したか、または招致した」(causés ou provoqués) は同義語であって、それらの定義が本件契約に存在しない以上、被保険者の自発的行為による損害を排除する意図が、それを発生させた行為者が意図したものであれ、それを招致した行為者にとって意図せぬ結果であるのかよく理解できないのであるから、同条項は保険法典L.113-1 第1項に違反すると主張していた。

しかしながら、破毀院第2民事部はその2年後に同様の事案で判例を変更している (破毀院第1民事部2014年6月12日判決¹¹)。

A判決、B判決ともに、解釈が必要な免責条項は、明確かつ限定的という保険法典L.113-1 第1項の要件を充たしていないという立場に立つことを明らかにしている。最高裁は、2001年以来 (破毀院第2民事部2001年5

10 Civ. 2°, 18 octobre 2012, *RGDA*. 2013. 62, note J. Kullmann.

11 Civ. 2°, 12 juin 2014, *RGDA* octobre 2014, p. 496, note J. Kullmann.

月22日判決¹²）、一貫してこの立場を採用している¹³。

保険会社は、約款規定に « causer » という動詞に加え、「 provoquer » という動詞を導入し、その過去分詞を用いて損害を形容している (« dommages provoqués »)。通常の因果関係を示す用語である « causer » とは別の動詞を導入した以上、その解釈が必要となるのは明らかである。保険会社の意図は、免責範囲の拡大にあると思われる。すなわち、被保険者が「生じたとおりの損害を発生させる意図」までは有していなくても、自発的行為の直接の結果生じた損害を担保から除外することにあると考えられる。換言すれば、原因行為を自発的に行った結果、被保険者の意図せぬ結果が発生したとしても、なお免責条項が適用されるということである。

契約自由の原則の下で、免責条項を拡大しようと企図しても、その前には保険法典L.113-1条第1項の壁が立ちはだかっている。ちなみに、破毀院第2民事部2014年7月3日判決は、「被保険者の意識的行為により偶然性を失った出来事の結果、回避不可能かつ予見可能な状態で生じた損害」 (les dommages qui résultent de façon inéluctable et prévisible d'un événement ayant, du fait conscient de l'assuré, perdu son caractère aléatoire) を担保から除外する条項を、明確さを欠くが故に無効であると判示している。

このように、フランスにおいて、保険実務が契約自由の原則の下、約款規定により、損害招致免責条項の適用範囲を拡大することは極めて困難と解さざるを得ない。そうであるならば、保険業界としては、故意免責条項の二元的解釈の適用に依拠するしかないであろう。もっとも、以下に検討するとおり、破毀院は、二元的解釈の適用に一定の歯止めをかけていることに注意を要する。

(2) 故意免責条項の二元的解釈

12 Civ. 1^{re}, 22 mai 2001, *RGDA*. 2001, 944, note J. Kullmann.

13 Graudel, *supra* note (1), p.41 ; Pélissier, *supra* note (1), p. 22.

B判決ならびにC判決が保険法典L.113-1条に規定する意図的行為の解釈を行っている。前者は、意図的行為を、「損害の発生という結果が不可避であることを意識して行った被保険者の意思に基づく行為」と解している。後者の事案では、被保険者が、損害の発生という結果を不可避的にもたらずはであることを意識していなかったのか、したがって、被保険者は意図的行為を行っていなかったのかを調査することが求められていたのに、これを行わずに以上のように判示したという点で、控訴院を批判している。

破毀院第2民事部は2013年以降、基本的に二元的解釈の立場を踏襲している。他方、破毀院第3民事部は、最初に二元的解釈を採用したが、その後、立場を変更し、一元論的解釈の立場に回帰した。しかし、最近になって、意図的行為という文言には言及していないものの、被保険者の行為が保険契約の本質的要素である偶然性を消滅させていると述べているので（破毀院第3民事部2021年6月10日判決¹⁴）、消極的にはあるが、二元的解釈を肯定しているかのような判断をしている¹⁵。

なお、二元的解釈を採用する判示においては、損害の発生を不可避とすることによって、偶然性が消滅することを示すものが見られるが¹⁶、B判決およびC判決は、とくに偶然性に言及していない。損害発生の不可避性すなわち必然性は非偶然性に他ならないのであるから、あえて言及する必要がないと考えているのかもしれない。

B判決およびC判決によれば、故意行為が成立するためには、まず、損害の発生という結果が不可避であることを被保険者が意識していなければならない。さらに、そのような意識の下で行われた行為が意図されたものであることが必要である。

行為は作為または不作為を意味する。A判決、B判決、C判決のいずれ

14 Civ. 3°, 10 juin 2021, *RGDA* juillet 2021, p. 23, note A. Pélissier.

15 Mayaux, *supra* note (1), p.947 ; Pélissier, *supra* note (7), p. 24.

16 山野・前掲注(4)生命保険論集21頁参照。

においても、被保険者の作為が問題とされている。不作為については、専門家の責任保険において被保険者たる専門家が要求された義務を履行しない結果、不可避免的に損害が生じたという例が代表的である¹⁷。

問題は、損害発生の不可避性とそれに対する意識である。意識が問題とされるのは、A判決、B判決、C判決のいずれもが自殺がらみの事案だからである。

本件に先行する事案として、破毀院第 2 民事部 2020 年 5 月 20 日判決（第 1 事件・第 2 事件）があるが、いずれも二元的解釈を採用している¹⁸。第 1 事件は列車への飛び込み自殺、第 2 事件はマンション内での自殺目的の放火に関するものである。このように第 1 事件は A 判決と C 判決に類似し、第 2 事件は B 判決に類似する。なお、自殺事案ではないが、破毀院第 3 民事部 2021 年 11 月 10 日判決¹⁹は、意図的行為の独立性を認めるとともに、それが認められるためには、意図的に債務を履行せず、かつ、その不作為により損害の発生という結果が不可避であることを認識していることが必要であると解している。

ここで注目すべきことは、上記第 1 事件では、被保険者が損害の発生を意識していたか否かが偶然性との関係で問題とされたが、判決は、意識していたと結論づけることはできないと判示した原審判決を支持している点に注目すべきである。一方、第 2 事件では、被保険者の行為による不動産の損壊は不可避であり、同人がそれを認識していなかったということではできないと判示している。

このように、自殺事案に関し、一方では「意識」が要件とされ、他方では「認識」が要件とされている。それでは両者の関係をどのように理解すべきか。

17 破毀院第 2 民事部 2018 年 10 月 25 日判決（山野・前掲注（4）生命保険論集 21 頁）参照。

18 その評釈として、山野・前掲注（4）愛学 65 頁参照。

19 Civ. 3^o, 10 novembre 2021, *RGDA* décembre 2021, p. 25, note L. Mayaux.

破毀院第2民事部は、意識を法的判断要素としているが、これは認識を伴った意識を意味していると考え²⁰るべきである。他方、破毀院第2民事部2020年5月20日判決（第2事件）のように、認識を判断要素とした場合は、被保険者が、認識していることを意識していると考えているのであろう。いずれにしても、意識と認識を分別して考えるべきではなかろう。

次に、意識と認識の評価が、とりわけ立証責任との関係で問題となる。B判決およびC判決によれば、意図的行為が認められるためには、当該行為を行えば損害の発生が不可避であることを被保険者が意識していることが必要であると解している。その立証責任は保険者にあるが、事実審裁判官がこの解釈を字義通り厳格に適用すると、被保険者の自殺または自殺未遂によって発生した損害については、ほぼ自動的に保険者が保険金の支払を余儀なくされることになりかねず、一元的解釈が採用されていた時代と変わらなくなるのではないかとの懸念が示されている（たとえば、被保険者が遺書を残して、それを親族に委ねた場合に、親族が被保険者の意識について証言することや、自殺未遂に終わった被保険者が、保険保護を失うというリスクを冒してまで、損害の発生を意識していたと証言することは期待できないであらう²¹）。

被保険者の内心を探究することに困難が伴うことは確かであるから、保険者の立証負担の軽減が考慮される必要がある。そこで参考になるのが、破毀院第2民事部2020年5月20日判決（第2事件）の判示である。同判決は、被保険者（放火行為者）の行為による建物等の損壊は不可避であって、同人が「損壊を認識していなかったと見ることはできない」（*celle-ci ne*

20 この点については次のように主張する学説がある（Mayaux, *supra* note (1), p. 948）。すなわち、意識とは、損害が客観的に不可避であるとわかることであり、事前の認識を前提にしている。理解するには認識しなければならないのである。したがって、意識と認識は重複的である。同様に、意識は認識を包摂すると指摘する学説も見られる（Coyault, *supra* note (1), *RCA mars* 2022, p. 25）。

21 Giraudel, *supra* note (1), p. 42.

pouvait pas être ignorée) すなわち「損壊を認識していたはずである」と判示している。このように判決は、間接事実から被保険者の認識を推認している。学説上は、このような客観的かつ抽象的な評価を支持する見解が有力である²²。

なお、前掲破毀院第 2 民事部 2021 年 11 月 10 日判決は、「保険法典 L.113-1 条によれば、故意行為からは独立している意図的行為は、それが保険取引から偶然性を喪失させる以上、担保の除外を正当化するものであって、自らが保険事故の発生を不可避なものにしていることを認識していたはずの被保険者の意図に基づく行為を前提としていると帰結される」(Il résulte de l'article L. 113-1 du Code des assurances que la faute dolosive, autonome de la faute intentionnelle, justifiant l'exclusion de la garantie dès lors qu'elle fait perdre à l'opération d'assurance son caractère aléatoire, suppose un acte délibéré de l'assuré qui ne pouvait pas ignorer qu'il conduirait à la réalisation inéluctable du sinistre.) と判示しているので、前掲破毀院第 2 民事部 2020 年 5 月 20 日判決 (第 2 事件) と軌を一にしていると評価できよう。

以上のとおり、意図的行為免責に関する破毀院第 2 民事部の立場は固まったかのように見える。また、破毀院第 3 民事部もこれと歩調を合わせつつあるのかもしれない。一元的解釈は被保険者保護 (責任保険の場合はその波及的効果として被害者保護) に優れていることは確かであり、その点を重視して二元的解釈の適用を物保険のようなファースト・パーティー保険に限定すべきであると主張する見解も見られるようであるが²³、被保険者の自発的行為により不可避的に損害が発生した場合にまで、保険保護を認めることは保険団体構成員間の公平の見地から問題であるとの指摘も

22 Giraudel, *supra* note (1), p. 42, Mayaux, *supra* note (1), p. 948, Pélissier *supra* note (1), p. 26.

23 Scattolin, *supra* note (5), p. 7.

見られるところである²⁴。また、被害者自身が物保険等によって保護されている場合があることにも留意すべきであるとの指摘もなされている²⁵。今後は、意識要件の具体的な適用が重要となるので、判例の集積が待たれるところである。

24 Giraudel, *supra* note (1), p.42.

25 *Ibid.*